

再生可能エネルギー導入における協同組合の役割 — ドイツの事例と日本への示唆 —

石 田 信 隆*

はじめに

自然資源経済論プロジェクト¹⁾では、2012年10月から11月にかけて、ドイツにおける再生可能エネルギーの調査を実施した（以下「現地調査」）。その結果に基づき、本稿では、まず、ドイツにおける再生可能エネルギーの導入において、協同組合が注目され、重要な役割を果たすことが期待されていることを明らかにする。その背景には、再生可能エネルギー資源は広く薄く賦存するという特性上、地域に根差した協同組合はその担い手として適した組織形態であることがあるが、日本では現在のところ、協同組合の関与はそれほど大きなものではない。そこで次に、ドイツと日本の協同組合制度の違いを分析し、日本で再生可能エネルギーの導入を進める場合の課題について論じる²⁾。

1. ドイツの協同組合の概要

ドイツの協同組合は、その歴史を19世紀半ばにさかのぼる。当時ドイツでは、プロイセン改革によって農奴制などの封建的諸関係の解体が進んだが、その中で農民や手工業者の困窮と資金難が深まっていた。

このような中で、フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン³⁾は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という理念の下に相互扶助的、自助的な信用協同組合を農村部で設立した。また、それとはまったく別に、ヘルマン・シュ

* (株)農林中金総合研究所理事研究員、一橋大学大学院経済学研究科客員教授

1) プロジェクトの概要は寺西俊一（2012）を参照されたい。

2) ドイツのエネルギー協同組合の具体的な事例については、寺西・石田・山下（2013）第3章「注目される協同組合—地域のための最良の選択」を参照されたい。

3) Friedrich Wilhelm Raiffeisen 1818-1888

ルツェ＝デーリッチ⁴⁾は中小事業者のための事業協同組合と信用協同組合を設立したのである。これらは、中世的な共同体とは異なり、加入・脱退の自由を原則とし、また、経済や生活の全分野にわたる共同体ではなく特定の共通の目的を充足するための組織であった。このような意味で、これらの協同組合は、イギリスで同じ頃設立された生活協同組合であるロッチデール先駆者協同組合と並んで、世界の近代的な協同組合のさきがけとなるものであった。

その後ドイツの協同組合は多分野にわたり急速に拡大を遂げ、現在では、金融事業に限らず農業、生産・販売の小規模事業、消費、サービスなど多様な分野に広がっている。2011年12月末現在の単位協同組合数は5,615組合で、組合員数は1,840万人に上る。

ドイツの協同組合は、比較的早い時期から、地域あるいは全国の連合会組織を設立した。それは、個々の協同組合は零細で、強い連合組織の支援を必要としたからであり、それは特に、農村部の協同組合でそうであった。これらの組織は長い間の変遷を経て、現在では図1のような姿になっている。

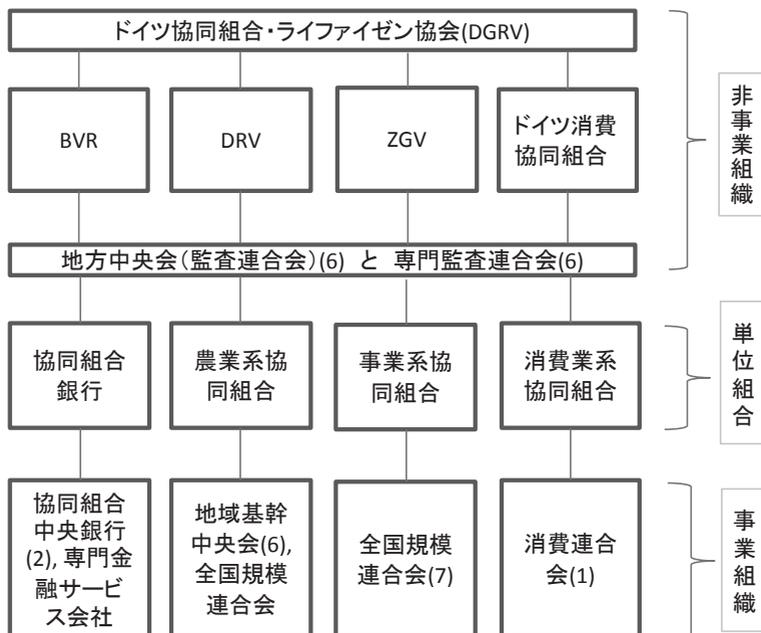
単位組合は、事業組織としての連合会と非事業組織としての連合会を設立している。事業組織の連合会は、金融事業の中央銀行や金融サービス会社、それぞれの事業別の地域または全国連合会がある。非事業組織の連合会としては、まず、地方または全国レベルの監査連合会がある。ドイツの協同組合法は、すべての登録協同組合は地域監査連合会あるいは専門監査連合会に加入し、その監査を受けることを義務付けている。協同組合の監査制度はドイツ国内で最も古い監査制度であるといわれ⁵⁾、充実した監査制度を有することはドイツの協同組合の特徴である。次に、各業態別に、業態を代表し、指導、教育等の機能を果たす4つの全国連合会があり、さらに、それらすべてが加入するドイツ協同組合・ライファイゼン協会 (Deutscher Genossenschafts- und Raiffeisenverband e. V. : DGRV) がある。

なお、これらの他に、住宅協同組合組織が別系統で組織されている。

4) Hermann Schulze-Delitzsch 1808-1883

5) 全国農業協同組合中央会(2004)p.7

図1 ドイツの協同組合 (2011年12月末)



出所 齊藤由理子・重頭ユカリ (2010)『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社 p.96

- (注) 1. BVR：ドイツ・フォルクスバンク・ライファイゼンバンク全国協会
 DRV：ドイツ・ライファイゼン協会
 ZGV：事業系連合グループ全国協会
 2. 組織数は、DGRVホームページによる。
 3. 上記以外に住宅協同組合組織があり、DGRVはその中央組織とドイツ協同組合連合会自由委員会を組織している。

2. ドイツにおけるエネルギー協同組合の発展

(1) 設立が増加するエネルギー協同組合

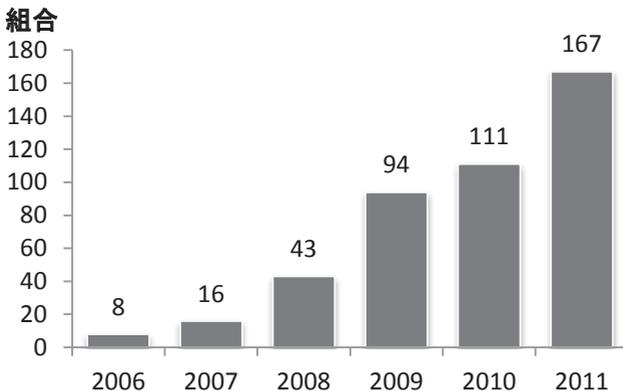
近年、ドイツでは協同組合の設立が増加している。Volz (2012) によれば、2000年代前半における年間設立数は20組合から50組合程度であったが、2000年代後半に入り設立数は急速に増加し始め、2006年53組合、2007年101組合、2008年145組合、2009年229組合、2010年289組合、2011年253組合となった。

これらの協同組合の目的は多様であり、医療機器の共同購入など医療の分野や

健康管理事業、電気の購入やソーラー発電を行うなどのエネルギー事業、食品雑貨小売店の閉店が増えている農村部等で住民が共同で行う購買事業、高齢者向けに作られた共同住宅事業など多岐にわたる。その中でも注目すべき増加を示しているのが、エネルギー協同組合である(図2⁶⁾)。その設立数は2000年代後半に入り年々着実に増加しており、2006年から2011年までの6年間の累計で439組合に上っている。

ドイツにおけるエネルギー協同組合の歴史は古く、20世紀初頭にまでさかのぼる。当時は、農村部では電化の進展は遅れており、農村の住民は自らの手で発電事業に取り組んだ。たとえば、バーデン＝ヴュルテンベルク(Baden-Württemberg)州ガイスリンゲン(Geislingen)にあるアルプ発電所協同組合(Alb-Elektrizitätswerk Geislingen-Steige eG)は、1910年から地域に電気を供給してきている⁷⁾。最初は電柱と電線を設置するネットワーク作りから始まり、水力により発電が行われた。その後石炭火力発電設備が設置され、現在では、風力、バイオマス、太陽光による発電が主となっている。この地域では、100年以上にわたって、電気の生産と販売は地域住民の手の中にあるのである。

図2 ドイツのエネルギー協同組合設立数



出所 DGRV(2012b)p.5

6) 前掲 Volz(2012)の協同組合総設立数とは出典が異なるため、単純な比較はできない。

7) DGRV(2012a)pp.19-20

このようなエネルギー協同組合が各地で設立されたが、その多くは、その後電気事業が公営化される中でなくなっていった。そして今、再びエネルギー協同組合が新しく設立される時代を迎えている。このような動きは、2000年に再生可能エネルギー法が施行され、固定価格買取制度が導入されたことにより後押しされている。

(2) エネルギー協同組合の現状

エネルギー協同組合の多くは設立後間もない。従って、その実態を把握するには限界があるが、以下、DGRVが行った実態調査結果「エネルギー協同組合－2012年春実施の調査結果－」⁸⁾を基に、現状を概観する。これは、2005年以降に設立されたDGRVの会員エネルギー協同組合506組合を対象に実施され、回答数は290組合であった。調査時点での設立後平均期間は2.5年である。

設立時の平均組合員数は29人と、かなり小さい規模でスタートしている。しかし、調査時点における平均組合員数は160人であり、最大の組合員数は4,000人近い。設立後かなり組合員が増加している。このことについてDGRVは、定款・規約などの調整を行いやすくするために、意図的に小さい規模で設立されることがあるとコメントしている。組合員の94.5%は、個人と農民で占められている。

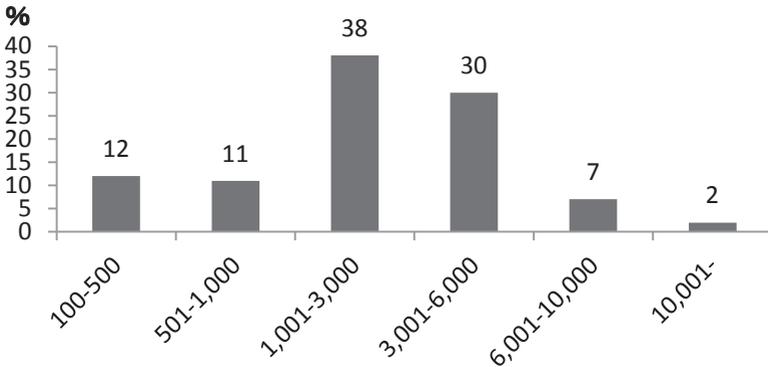
組合が定款で定める最低出資金の額は平均714ユーロで、実際の平均出資金額は3,172ユーロである。図3に見るとおり、出資は比較的少額であり、個人が中心になって設立された協同組合の特徴が出ている。

組合の投資額は平均して160万ユーロで、比較的小規模である。また、自己資本比率は平均して46%と高い。ただしこれらに関しては、設立後間もなく、本格的な投資を行うまでに至っていない組合もあることを考慮する必要がある。負債の調達先の48%は協同組合銀行、33%は復興金融公庫(KfW)などによる制度融資で、これの両方で81%を占めている。協同組合組織の利点を資金調達面でもよく活かしているといえる。

事業内容については、そのほとんどが太陽光発電となっている。これは、地域

8) DGRV(2012b)

図3 1人当たり平均出資金額（ユーロ）



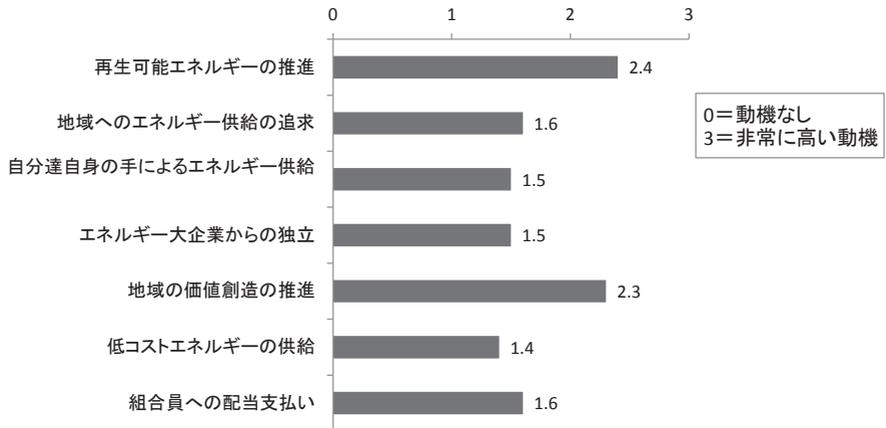
出所 DGRV (2012b)

の住民が中心になって再生可能エネルギー事業を行う場合、太陽光発電がもっとも取り組みやすいことから来るものであろう。DGRVは、最近では風力発電への関心が高まっているが、事業計画は複雑で必要資本額も大きいことが、協同組合が取り組むことを難しくしていると指摘している。

非常に興味深いのは、協同組合を設立した動機である（図4）。「再生可能エネルギーの推進」という基本的な動機が最も強く、「地域の価値創造の推進」もそれに次いでいる。それと比較すると、「低コストエネルギーの供給」や「組合員への配当支払い」は、やや小さい動機となっている。直接的な経済的利益にも無関心ではないが、むしろ、エネルギー供給のあり方やそれが地域の価値創造につながることを重視している。ドイツにおいて、再生可能エネルギーの推進が小規模分散型を中心に進められていることには、このような国民の意識もあると考えられよう。

DGRVによれば、エネルギー協同組合は2012年春現在で、年間29万MWhの電力を発電し、それは8万1,000戸の組合員世帯の電力消費量を上回っている。これは、2011年のドイツにおける太陽光発電電力量19,340GWhの1.5%にあたる。これだけ見れば小さなものともいえるかもしれないが、図2で見たとおりエネルギー協同組合の設立は数年前にようやく本格化して毎年大きく増加しており、こ

図4 協同組合を設立した動機



出所 DGRV (2012b)p.12から作成

の動きが続けば、エネルギー協同組合はドイツの再生可能エネルギー事業において、近い将来一定の地位を占めることになると予想される。また、エネルギー協同組合は地域の住民を主体とし、地域の価値創造を実現することを理念として取り組まれており、その意味で、重要な担い手である。

(3) 地域における主な担い手とその特質

ドイツで再生可能エネルギー事業を主に担っているのは、大手企業ではなく、個人や地域の組織である。Klaus Novy Institute (2011) によれば、再生可能エネルギーによる発電施設の50.5%は個人および農家である。また、14.4%は地域で事業を発案し市民に出資を呼び掛けている事業発案者である。一方、四大電力会社(6.5%)、基金・銀行(11.0%)は小さい割合である(2010年。設備容量ベース)⁹⁾。なお、この調査では、そのうち協同組合がどれだけの比率と占めるかは明らかでない。まだシェアが小さいことからその他に区分されているか、個人、農家、事業発案者等の中に区分されているかもしれない。

9) Klaus Novy Institute(2011)p.45

ドイツにおいて地域が主体となって再生可能エネルギー事業を実施する場合には、その担い手としては、主に地方自治体、事業発案者としての企業、協同組合がある。

地方自治体が主導する場合には、現地調査訪問したバイエルン州 (Freistaat Bayern) アシャ (Ascha) 村のように、事業の信頼性が高く金融機関からの融資が受けやすい。また、公共施設の活用も含め文字通り地域ぐるみで再生可能エネルギー事業を進めることが容易になる。しかし、アシャ村の場合は、地域活性化に長年熱心に取り組んできた村長がいたからこそ可能であったのであり、どの地域でもできるものではない。安易に公共事業として行えば、事業計画が甘くなる可能性があるし、住民の主体的な参画が得られず、後々問題がでる危険性もあるであろう。

事業発案者としての企業が主導するケースとしては、現地調査で訪問したバーデン＝ヴュルテンベルク (Baden-Württemberg) 州イメンディングエン (Immendingen) 村マウエンハイム (Mauenheim) 地区がある。ここでは、株式会社で広域的に再生可能エネルギー事業を手掛けるソーラー・コンプレックス社 (Solar Complex AG) が主導的な役割を發揮している。同社は、地域に再生可能エネルギー事業を提案し、地域の内外から出資を受けて資金を調達し、設備を建設し、運営する。まさに専門性の高い事業発案者であるが、このようなケースでは地域住民はどちらかと言えば受け身になりがちであり、地域からの内発性はやや弱くなる。また、外部からも出資を受け入れているため、配当の一部は外部に流出することになる。

協同組合が実施する典型的な再生可能エネルギー事業は、現地調査で訪問したバイエルン州のグロースバルドルフ村 (Großbardorf) に見ることができる。ここでは、地域の農業者の組織である農業者連合とマシーネンリンク (農業機械の共同購入・利用組織) によって設立された有限会社アグロクラフト社 (Agrokraft GmbH) が郡エリアの再生可能エネルギー事業のコンサルティング機能を担っている。そして、同社の提案によって、各村にエネルギー協同組合が設立され、住民の出資と協同組合事業への参画によって、事業が実施されている。協同組合の運営は、ライフアイゼンやシュルツェが生み出してきた加入・脱退の自由、一人

一票制など、平等で民主主義的な原則に基づいて行われる。

これらの三つの担い手を比較すると、自治体主導型は事業を進めやすいメリットがあるが、その拡大には限界がありそうである。また、事業発案者としての企業主導型は、柔軟に資金を調達し、事業を拡大するうえではメリットがあるが、地域住民の自発的な参画を促す点では不十分になりがちであるし、ドイツで強調されている「地域の価値創造」を実現するうえでは、限界があるかもしれない。

協同組合の場合は、組合は住民の自発的な行動によって設立され、組合員によって民主的に運営されることから、設立と意思決定に時間がかかるなど、機動性には欠ける面がある。しかし一方では、協同組合は、地域住民が主体となって参画し、地域の価値創造につながる形で再生可能エネルギー事業を実施するためには、最適な組織である。これらのことが、協同組合が担い手としては比較的遅れて登場し、その後急速に増加してきている理由であろう。

(4) 再生可能エネルギー事業における協同組合の優位性

それでは、ドイツにおいては、エネルギー協同組合にはどのような優位性があると考えられているのか。現地調査の事例と文献調査結果から、以下の6点を挙げることができる。

- ①地域住民が参加する組織形態として最適である：なるべく多くの地域住民の自発的参加を促すためには、組合員が平等な立場で共通の目的のために参加する協同組合が適している。
- ②地域の合意形成を容易にする：協同組合の民主的な運営の原則が、地域におけるエネルギー事業への合意を生み出しやすくする。
- ③重層的な組織が機能を強化する：村毎の協同組合が、郡などより広域的な地域を範囲とする協同組合を設立している事例などでは、村段階で住民の積極的な参画を得るとともに、より広域的な事業の企画、利害調整、専門性の蓄積を可能にしている。
- ④資金調達を容易にする：ライフアイゼン銀行など協同組合組織の銀行による融資が受けやすい。また、ドイツでは協同組合は監査連合会の監査を受けることが義務づけられていることが、組織の信用を高めている。

- ⑤地方自治体との連携を容易にする：協同組合の非営利的性格は、地方自治体との連携をとりやすくしている。
- ⑥個人の金銭的利益を超える価値を追求する：「地域の価値創造」「再生可能エネルギーの推進」というような、個人の金銭的利益を超える目標を追求するための組織として、協同組合が適している。

3. 日本の協同組合の再生可能エネルギーへの取組み

(1) 戦前における協同組合の電気事業

ドイツと同様日本においても、戦前、農山村では電気が行き渡らない地域が広範囲に存在した。当時の日本では電気事業は民間企業によって営まれていたが、経営効率の悪い地域での電気事業には消極的であったためである。このため、ドイツと同様20世紀の初頭以降、多くの農山村で地域自らの手による電気事業が実施された。それらには、町村営および電気利用組合の二形態があった。

電気利用組合は、産業組合法に基づく協同組合である産業組合¹⁰⁾の一種であった。その多くは水力発電を行うものであり、1928年2月末現在158組合¹¹⁾、電力の国家管理が行われる直前の1937年には244組合を数えた¹²⁾。

その後戦時体制下に入るとともに電力事業は国家管理の下に置かれることとなり、これらの自主的な事業体もその中に吸収されていった。

(2) 戦後における協同組合の電気事業

1952年、農山漁村電気導入促進法が制定された。これは、戦後においても電気が供給されない地域が存続していたことから、「電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村又は発電水力が未開発のまま存する農山漁村につき電気の導入をして、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図る」ことを目的としたものである。事業主体は農

10) 農協、生協など業種別に法律が制定されている戦後の協同組合法とは異なり、産業組合法では、信用、購買、販売、利用の幅広い目的の事業を行う協同組合を設立することができた。

11) 産業組合史編纂会(1965)

12) 西野(2008)

協や土地改良区で、農林漁業金融公庫（当時。現在の日本政策金融公庫）の制度融資その他で支援を行った。この制度により、多くの農協が小水力発電を実施した。現在でもこの制度で作られた小水力発電所は60か所にのぼっている¹³⁾。

(3) 最近の協同組合のエネルギー事業

東日本大震災で発生した東京電力福島原子力発電所の事故や再生可能エネルギー導入機運の高まりを背景に、日本の協同組合の再生可能エネルギーへの取組みも盛んになっている。

JA（農協）は、2012年10月の全国大会で、今後の取組方針の中に、「将来的な脱原発」を掲げ、再生可能エネルギーの利用・活用と地球環境問題への取組みを進めるとした。また2012年7月、全農（全国農業協同組合連合会）は三菱商事と合弁会社を設立し、農業者やJA関連施設の屋根を活用した太陽光発電事業を推進することを発表した。その他、全国のJAでは、自らの施設の屋上を活用した発電事業、組合員への太陽光発電施設や太陽光温水器の普及推進、それを資金面で支援する融資商品の設定などを行っている。

生協でも多彩な取組みが進んでいる。たとえば首都圏の生活クラブ生協は、秋田県にかほ市での風力発電に取り組んでいる。また日本生活協同組合連合会は、2012年7月から、太陽光発電を行う組合員が自家消費した電力の環境価値を国内クレジット制度に基づいて買い取る取組みを開始した。

中小企業等協同組合でも、再生可能エネルギーへの取組みが進んでいる。福島県内では、企業組合による「市民共同発電所」の立ち上げが進んでいる。2012年12月末現在13地区で設立が計画され、9組合が設立認可されている¹⁴⁾。

4. ドイツのエネルギー協同組合が日本に示唆するもの

前節で見たとおり、日本でも協同組合による再生可能エネルギー事業への取組みが進みつつあるが、ドイツのエネルギー協同組合と比較すると、その広がり

13) 農林水産省農村振興局中山間地域振興課調べ。

14) 福島県ホームページによる。

まだ小さい。そこで、本節では、日独の協同組合制度の比較を行ったうえで、ドイツのエネルギー協同組合が日本の協同組合に何を示唆しているのか、日本の協同組合にとってどのような課題があるのかについて考察する。

(1) 日独の協同組合制度の差異

日本で最初に制定された協同組合法は1900年制定の産業組合法である。この法律はドイツの協同組合制度に強い影響を受けたものであり、加入・脱退の自由、1人1票制、出資配当の制限などの協同組合の原則を取り入れたものであった。それに基づいて設立された産業組合は、今日の農協、生協、信用組合、信用金庫などの源流となった。このように、日独両国の協同組合制度は共通の基礎の上に立つが、また異なる点も少なくない。以下、再生可能エネルギー事業を実施する場合に影響を及ぼすと考えられる点に絞って、両国の協同組合制度の差異について考察する。

まず、協同組合法制の違いである。ドイツでは、1889年に制定された「産業および経済協同組合に関する法律」¹⁵⁾ (以下「協同組合法」) が協同組合に関する唯一の共通法であり、協同組合の目的と内部構造を規定している。一方日本の協同組合法を見ると、戦前に制定された産業組合法は多分野の事業を行う協同組合の設立を可能にしていたが、戦後は、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法など、各分野別に立法が行われたところが、ドイツと大きく異なる点である。

次に、ドイツでは協同組合の設立が登録によって済むなど比較的自由である。組合員3人以上によって設立することができるが、組合の事業目的、最低出資払込金額、出資限度額、組合員資格、員外取引など多くの事項は、定款で規定することとされている¹⁶⁾。一方日本では、協同組合の事業目的をはじめ多くの事項は根拠法によって定められており、また組合の設立には、行政庁の認可が必要とされる。また、員外取引(組合員外との取引)も制限がかけられている。

15) Gesetz betreffend die Erwerb-und Wirtschaftsgenossenschaft

16) 齊藤(2006)pp.4-7

さらに、具体的な事項で本稿の検討範囲に関わってくるものを挙げると、監査（ドイツの登録協同組合は、監査連合会に加入して監査を受けることが義務づけられている。日本では、農協など監査機能を有する連合会を組織している協同組合もあるが、それがない協同組合も多い）、議決権の数（ドイツでは、1人1票制を原則としつつ、定款で1人3票まで定めることができる。日本は1人1票制）、ドイツでは投資組合員を定款で認めることができる（組合利用を目的とせず投資のみを目的とする組合員。日本ではそのような組合員は認めていない）、などがある¹⁷⁾。

(2) 日本の協同組合への示唆

上記の日独協同組合制度の差異は、両国における協同組合による再生可能エネルギー事業への取組みに影響を及ぼしている。

ドイツでは、地域で再生エネルギー事業を実施しようとする場合、自由にエネルギー協同組合を設立することができる。その場合、組合員の資格（居住地等）や組合の事業内容は自由に定められるし、地域外から投資組合員の投資を呼び込むこともできる。しかし日本においては、エネルギー協同組合自体、現行の協同組合法では規定されていない。従って、既存の協同組合法に基づいて事業を実施することになるが、その場合には、さまざまな制約がある。

まず、日本の協同組合法の規定により事業内容やその方法にさまざまな制約があることである。たとえば、JAは農業協同組合法により、組合員資格が農家に限定されており¹⁸⁾、また、員外利用の制限も規定されている。JAが実施する再生可能エネルギー事業の可否については、全国農業協同組合中央会が表1の考え方を示しているが、地域でJAの組合員と非組合員が共同で再生可能エネルギー事業を実施するような場合には、JAがその事業体となって企画・運営等を行うことには制約がある。このような問題は、JAに限らず、日本の協同組合全体に共通する問題である。

17) ただし、協同組合のあり方として、投資組合員を認めてよいかどうかについては、議論すべき問題である。

18) ただし、組合の事業を利用する目的での准組合員の制度がある。

表1 JAが行う再生可能エネルギーを活用した発電・売電事業の実施の可否

取組内容		実施の可否
組合員・会員のための事業として行う場合		○ (共同利用施設、農村工業等)
JAがその保有する資産を活用して、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において自ら行う場合		○
JAの資産を他の売電事業者に貸与する場合	業務用資産の余剰部分	○ (施設が組合員に利用されており、当該スペース自体は組合員が利用していないものである場合)
	不稼働資産	×

出所 JA全中「将来的な脱原発に向けたJAグループの再生可能エネルギーの利活用」
『月刊JA』2013年2月号.p. 41

また、中小企業等協同組合の一種である企業組合が再生可能エネルギー事業に取り組み事例も出ているが、企業組合は組合員の半数以上が組合事業に従事することとされている。これは、企業組合が働く場を確保することを目的とする組合であることによるものであり、地域住民の幅広い参加を期待するのは難しい。また、このことから、企業組合の法人としての信用力も弱く、金融機関からの借り入れには困難が大きい。

組合の設立に関しても、比較的自由に協同組合を設立できるドイツと異なり、日本の場合は協同組合の設立には行政庁の認可が必要であり、機動性に欠ける。

それでは、このような制約を解消するためには、日本の協同組合にはどのような方法が考えられるであろうか。以下に、その方法と問題点を挙げることにする。

第1に、最も徹底した方法は、日本でもドイツと同様の、すべての協同組合を対象とする共通の協同組合法を制定し、その下で、エネルギー事業等の新しい事業を行う協同組合を設立することも可能にすることが考えられる。しかし、日本では戦後、各事業別の協同組合法制の下に推移してきており、一挙に単一の協同組合法に移行することが可能かどうかは、慎重な検討が必要である。日本でも単一の協同組合法の制定をめぐる議論が行われているが、結論を得るには至っ

ていない¹⁹⁾。また、韓国では日本と同様事業別の協同組合法制を採用してきたが、2012年に協同組合基本法が制定された。しかし、既存の個別法による協同組合との整合を図ることが難しく、最終的には基本法と個別法の併存方式を採ることとし、新たに制定された基本法は既存の個別法により設立されている協同組合には適用されないこととされた²⁰⁾。もちろん、このような形で協同組合基本法が制定されれば、それに基づくエネルギー協同組合を設立することは可能になるであろうが、法体系の問題として、慎重に検討することが必要であろう。

第2に、現行の個別法体系を維持しつつ、エネルギー協同組合法を制定することが考えられる。これによって、ドイツと同様エネルギー協同組合を設立することが可能になろう。しかし、その場合でも、ドイツのような監査制度を日本のエネルギー協同組合が備えることには困難が多いと考えられる。ドイツでは、あらゆる種類の協同組合に共通する監査連合会が組織されているのに対して、日本にはそのような組織はない。JAのように監査を行う連合会を組織している協同組合はあるが、それはあくまでその協同組合の系統に限られた連合会である。日本で新しくエネルギー協同組合が出来たとしても、その系統だけで監査連合会を組織し、運営することは、コスト面で限界が出よう。しかし、ドイツのように自由に協同組合を設立することができるようになればなるほど、監査の重要性は増す。多額の投資と資金調達が必要になるエネルギー協同組合の場合は、特にその必要性が高くなるであろう。

第3に、以上のように協同組合法を大きく変更すること以外の方法としては、既存の個別協同組合法の改正により、既存の協同組合がより柔軟に再生可能エネルギー事業に取り組みやすくすることが考えられよう。たとえば、農業協同組合法を改正して、再生可能エネルギー事業を農協の本来事業として位置づけ、この事業に関しては員外利用の制限を撤廃する、等の対応である。ただしこの場合には、法改正の効果は限定的なものに止まるであろう。

このように、日本の協同組合が再生可能エネルギー事業に取り組むうえでは、

19) 明田(2012)。

20) 金(2012)。

さまざまな制度上の問題があり、それに対して考えられる対応にも一長一短がある。

おわりに

本稿では、ドイツにおいて再生可能エネルギーへの取組みが小規模分散型を中心に進められており、その担い手として、協同組合が注目され、短期間に大きく成長していることを見た。また、日独両国の協同組合制度を比較し、日本においてドイツと同様に協同組合によって再生可能エネルギー事業を行おうとする場合の問題点を検討した。そして、その場合には、日本の協同組合制度の変更が課題になるが、考えられる方法にはそれぞれ一長一短があり、なお検討課題が多いことを指摘した。

しかし日本においても、今後本格的にエネルギー転換を進めようとするれば、再生可能エネルギー資源の特性から見ても、地域が主体となる取組みを発展させることが重要であり、そのためには、協同組合が取り組みやすい制度的な手当を行うことが課題になる。今後この分野で議論が盛んに行われ、具体的な方向性が見いだされていくことを期待したい。

[参考文献]

<日本語文献>

- 明田作 (2012) 「協同組合法の系譜と将来展望」『農林金融』65巻2号、pp.2-14。
- G.アッシュホフ、E・ヘニングセン著、関英昭、野田輝久訳 (2001) 『新版 ドイツの協同組合制度 — 歴史・構造・経済的潜在力』日本経済評論社。
- 金應圭 (2012) 「韓国の協同組合基本法制定とその意味」『農林金融』65巻4号、pp.54-61。
- 斉藤由理子 (2006) 「独仏協同組合の組合員制度」『農林金融』59巻3号、pp.2-13
- 斉藤由理子・重頭ユカリ (2010) 『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社。
- 産業組合史編纂会 (1965) 『産業組合発達史 (第三巻)』産業組合史刊行会。
- 全国農業協同組合中央会 (2004) 『ドイツ・フランスの協同組合監査制度』全国農業協同組合中央会。

- 全国農業協同組合中央会 (2013) 「将来的な脱原発に向けたJAグループの再生可能エネルギーの利活用」『月刊JA』2013年2月号, pp.40-41。
- 寺西俊一 (2012) 「自然資源経済論の課題と射程－特集によせて－」『一橋経済学』第5巻第2号, pp.1-10。
- 寺西俊一・石田信隆・山下英俊 (2013) 『ドイツに学ぶ 地域からのエネルギー転換 再生可能エネルギーと地域の自立』家の光協会。
- 西野寿章 (2008) 「戦前における電気利用組合の地域的展開 (1)」『産業研究』44巻1号, pp. 63-76。
- 農林水産省農村振興局中山間地域振興課 「農山漁村電気導入促進法により整備した小水力発電所」 (<http://www.jimin.jp/eco/explanation/files/01.pdf>)。

<外国語文献>

- DGRV (2012a), Energy Cooperatives: Citizens, communities and local economy in good company ([http://www.dgrv.de/weben.nsf/272e312c8017e736c1256e31005cedff/41cb30f29102b88dc1257a1a00443010/\\$FILE/Energy_Cooperatives.pdf](http://www.dgrv.de/weben.nsf/272e312c8017e736c1256e31005cedff/41cb30f29102b88dc1257a1a00443010/$FILE/Energy_Cooperatives.pdf))
- DGRV (2012b), Energy Cooperatives: Results of a survey carried out in spring 2012 ([http://www.dgrv.de/weben.nsf/272e312c8017e736c1256e31005cedff/41cb30f29102b88dc1257a1a00443010/\\$FILE/Study%20Results%20Energy%20cooperatives%202012.pdf](http://www.dgrv.de/weben.nsf/272e312c8017e736c1256e31005cedff/41cb30f29102b88dc1257a1a00443010/$FILE/Study%20Results%20Energy%20cooperatives%202012.pdf))
- DGRV, The German Cooperatives in Europe ([http://www.dgrv.de/webde.nsf/272e312c8017e736c1256e31005cedff/2e65c54b0c6567d6c12577cb0046b705/\\$FILE/Cooperatives_EU.pdf](http://www.dgrv.de/webde.nsf/272e312c8017e736c1256e31005cedff/2e65c54b0c6567d6c12577cb0046b705/$FILE/Cooperatives_EU.pdf))
- Klaus Novy Institute (2011), “Marktakteure Erneuerbare-Energien-Anlagen In der Stromerzeugung” (http://www.kni.de/media/pdf/Marktakteure_Erneuerbare_Energie_Anlagen_in_der_Stromerzeugung_2011.pdf.pdf)
- R.Volz (2012), Bedeutung und Potenziale von Energiegenossenschaften in Deutschland Eine empirische Aufbereitung, Informationen zur Raumentwicklung Heft 9/10, 2012

